

公立大学法人広島市立大学国際交流委員会規程

平成22年4月1日

規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流協定に関する事項
- (2) 国際交流事業の企画、立案及び実施に関する事項
- (3) 国際研究交流施設に関する事項
- (4) 留学生の派遣及び受入に関する事項
- (5) 国際センター（語学センターに係るものを除く。）の運営に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、国際交流に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教育・学生支援担当理事
 - (2) 国際担当副理事
 - (3) 国際センター長
 - (4) 各学部が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 各1人
 - (5) 広島平和研究所が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 1人
 - (6) 学生支援室長
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者
- 2 委員会に委員長を置き、教育・学生支援担当理事をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号、5号及び第7号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門委員会)

第9条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、国際センターにおいて遂行する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。